

【ABC 消費者情報 Vol. 132】

### ◎光回線サービスの卸売に関する勧誘トラブルにご注意！

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、NTT 東西とする）から光回線の卸売を受けた様々な事業者が、光回線にプロバイダーや携帯電話等の独自のサービスを組み合わせて（光コラボレーションといいます）、様々な料金や契約形態で販売しています。

卸売を受けた事業者の勧誘時の説明不足等に伴い、様々な契約トラブルについて、消費生活センターに相談が寄せられています。

#### ■相談事例

- 2か月前に「光回線の料金が安くなる」と電話勧誘を受け、承諾の返事をした。しかし、請求書を見ると、月々2,000円料金が上がっていたため事業者に解約を申し出たが、「解約をするには違約金25,000円が発生する」と言われた。どうにかならないか。
- NTTからの電話だと思い、料金が安くなると言われたため案内されるままに手続きをした。後日、請求書が届き、違う通信事業者との契約になっていたことに気付いた。解約したい。

#### ■アドバイス

- 勧誘されてもすぐに返事をせず、契約内容等を十分に確認した上で検討し、理解ができなかった場合や必要がない場合はきっぱり断りましょう。
- 光コラボ事業者に光回線を乗り換え（転用）するには回線工事は不要で、NTT東西から転用承認番号を取得して事業者に伝えるという簡易な手続きで完了するので注意が必要です。
- 光回線によるインターネットサービスは、「初期契約解除制度」の対象です。初期契約解除は、契約書面が届いた日を初日とした8日目までの間の契約解除を行う旨の書面を出すことで、中途解約の違約金の負担なく契約解除が可能です。ただし、事務手数料や解除までに利用したサービスの料金、工事が実施されていた場合の工事費等は支払う必要があるため、契約をキャンセルしたいと思った場合には、すぐに事業者へ申し出ましょう。
- 不安に思うことやトラブルが生じた場合には、消費生活センターに相談しましょう。

#### ■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

#### ■消費者ホットライン

Tel:188

#### ■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/ko/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター  
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31  
電話 099-258-3611